

社会福祉法人小泉福祉会
退職手当給付金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川小泉福祉会就業規則第40条の規定に基づき、職員の退職手当の給付に関する事項を定め、職員の福祉に寄与することを目的とする。

(給付の種類)

第2条 退職手当として給付する種類（以下「制度」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設退職手当共済法による給付。但し、平成18年4月1日以降に旭川のなか園で採用になった職員は、この給付については該当しない。
- (2) 社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会の退職金規程による給付。
- (3) 役職加算金の給付。

(給付)

第3条 職員が採用の日から引き続き1年以上勤務し、退職したときは、前条第1号及び第2号の給付により退職手当を給付する。

- 2 死亡退職の場合は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定める範囲及び順位の者に給付する。
- 3 特別養護老人ホーム施設長及び保育園園長の役職にある者が（別表－1）に定める勤務年数条件を満たし退職したときは、前条第3号により役職加算金を給付する。

(給付額)

第4条 退職手当の額は、第2条第1項第1号及び第2号の制度のそれぞれに定められた計算により算出された額の合計額とする。

- 2 前条第3項に該当する者は、前項の額と退職前1年間の給与月額の平均額に、該当する支給係数（別表－2）を乗じた金額の合計額とする。
- 3 支給係数を乗じた金額に端数が生じた場合は、その端数円を100円に切り上げた額とする。

(対象期間)

第5条 退職手当給付の対象期間は第2条第1項第1号及び第2号のそれぞれの規程により計算された期間とする。

(給付の制限及び期間の継続)

第6条 次の各号に該当する者は退職手当を給付しない。

(1) 懲戒処分を受け退職する者。

(2) 第2条第1項第1号及び第2号の制度に加入している職員が退職して、他の民間社会福祉施設等に引き続き勤務し、継続して加入する者。

2 他の民間社会福祉施設等に勤務していた者が第2条第1項第1号及び第2号の制度に加入したまま当法人の職員として採用されたときは、その加入期間は通算するものとする。

(拠出金)

第7条 この規程による退職給付制度を維持するため、職員及び施設は第1条第1項第1号及び第2号のそれぞれの規程に基づき出資金、掛け金等を納付するものとする。

(その他)

第8条 この規程に関しその他必要な事項は、その都度理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から実施する。

一部改正 平成5年4月1日から実施する。

一部改正 平成10年1月22日から実施する。

一部改正 平成11年1月21日から実施する。

一部改正 平成18年4月1日から実施する。

一部改正 平成24年4月1日から実施する。

別表－1

勤務年数

特別養護老人ホーム施設長の職にある者	法人施設の職員時を含む通算の勤務年数30年以上
保育園園長の職にある者	法人施設の職員時を含め通算の勤務年数35年以上

別表－2

支給係数

特別養護老人ホーム施設長の支給係数	25
保育園園長の支給係数	8